

# 低所得の子育て世帯に対し、 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、特別給付金を支給します。

## ①ひとり親世帯分

### ■支給対象者

【申請不要・支給済】令和5年3月分または令和5年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方

【申請必要】平成17年4月2日(障がいのある児童の場合は、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生した児童を養育するひとり親などであって、次のいずれかに該当する方

▽公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

▽食費などの物価高騰の影響を受け家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となった方

## ②ひとり親世帯以外分

### ■支給対象者(ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方は除く)

【申請不要・支給済】前年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給対象者であった方

【申請必要】平成17年4月2日(特別児童扶養手当の支給対象児童の場合は、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生した児童を養育する父母等であって、次のいずれかに該当する方

▽令和5年度の住民税(均等割)が非課税である方

▽令和5年1月1日以降に家計が急変し、住民税(均等割)非課税相当の収入となった方

## ①・②共通事項

■支給額 児童1人当たり5万円

■申請期間 6月16日(金)～令和6年2月29日(木)

■申請方法 詳しくは町ホームページを確認してください。

### ■問い合わせ先

▽給付金制度に関する問い合わせ先

こども家庭庁コールセンター(受付:平日午前9時～午後6時) ☎0120-400-903

▽申請方法に関する問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1124)



▲ひとり親世帯分 ▲ひとり親世帯以外分

